

令和8年度(令和7年分) 市県民税の申告について

令和8年1月1日現在南あわじ市内に住所を有するすべての方は、前年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)に得た所得について申告しなければなりません。

ただし、次に掲げる方はその必要はありません。

1. 令和7年分所得税の確定申告書を提出した方
2. 令和7年中の所得が、1ヶ所からの給与または公的年金のみの方(遺族年金・障害者年金以外)
※上記2に該当する方でも、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、雑損控除等を受ける場合は申告が必要です。

所得がない方でも、所得が「0」の申告をお願いします。

国民健康保険税における軽減制度(一定所得金額以下)の適用・公営住宅入居の判定、また、所得証明書の発行等に支障をきたす場合がありますので申告をお願いします。

申告相談について

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 申告相談期間 | 別紙のとおり |
| (2) 相談受付時間 | 別紙のとおり |
| (3) 相談会場 | 別紙のとおり |
| (4) 必要書類 | 申告する際に必要な書類一式 |

※源泉徴収票、生命保険控除証明書等

申告書の提出の際には、
個人番号(マイナンバー)+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

本人確認書類

◆個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの方は

●マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

◆個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
●通知カード
●住民票の写し又は住民票記載事項証明書
などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証
●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード
などのうちいずれか1つ

期間内に申告書を提出せず、所定事項について記載しなかった場合は所得控除が認められないなど不利な取扱いをうけることがありますのでご注意ください。期間後に申告される場合は、速やかに済ませるようにしてください。

申告書の書き方等わかりにくいところがあれば、税務課へお問い合わせください。

南あわじ市役所
税務課 市民国保税係
TEL (0799) 43-5213

※なお、所得税の確定申告については、洲本税務署(TEL 24-1212)へお問い合わせください。

申告書の書き方

書き方の説明にしたがって必要事項を書いて申告書を作成してください。

まず、住所、氏名（フリガナをつけてください）、生年月日、個人番号、世帯主の氏名、続柄、職業欄を記入し、押印してください。

収入金額等／所得金額に関する事項

※申告書裏面の「6」～「16」の該当する欄も記入してください。

「1 収入金額等」の該当する業種の欄に、収入金額を記入してください。

「2 所得金額」の該当する業種の欄に、収入金額から必要経費を差し引いた金額等を記入してください。

（ただし、生活費は必要経費ではありません。）

⑥ 紹与所得

添付書類：紹与の源泉徴収票など

A 紹与所得の収入金額	
-------------	--

申告書の「1 収入金額等」の「紹与 力」に「A」の金額を転記してください。

専従者給与のある方は、（内専給）として内書きで記入してください。

Aを右の表にあてはめて計算し、算出された紹与所得の金額を申告書の「2 所得金額」の「紹与 ⑥」に転記してください。

A の 金 額	給 与 所 得
650,999 円 以下	0 円
651,000 円 ~ 1,899,999 円	A - 650,000 円
1,900,000 円 ~ 3,599,999 円	A ÷ 4 = B B × 2.8 - 80,000 円 (千円未満切り捨て)
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ~ 8,499,999 円	A × 90% - 1,100,000 円
8,500,000 円 以上	A - 1,950,000 円

⑦ 公的年金等（雑所得）

添付書類：年金の源泉徴収票など

A 公的年金等の収入金額	
--------------	--

申告書の「1 収入金額等」の「公的年金等 キ」に「A」の金額を転記してください。

Aを下記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額を申告書の「2 所得金額」の「公的年金等 ⑦」に転記してください。

区分	Aの金額	公的年金等雑所得		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
生昭 まれ36 た年 方1 (65 歳2 日未 満の降 方に 以降)	400,000円以下	0 円	0 円	0 円
	400,001円~500,000円		A - 500,000円	A - 400,000円
	500,001円~600,000円		A - 600,000円	A × 75% - 275,000円
	600,001円~1,299,999円		A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円
	1,300,000円~4,099,999円		A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円
	4,100,000円~7,699,999円		A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円
	7,700,000円~9,999,999円		A × 85% - 685,000円	A × 85% - 485,000円
	10,000,000円以上		A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円
	900,000円以下		A × 95% - 1,355,000円	A × 95% - 1,255,000円
	900,001円~1,000,000円		A - 1,955,000円	A - 1,855,000円
生昭 まれ36 た年 方1 (65 歳1 日以 前の方 に)	1,000,001円~1,100,000円	0 円	0 円	0 円
	1,100,001円~3,299,999円		A - 1,100,000円	A - 1,000,000円
	3,300,000円~4,099,999円		A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円
	4,100,000円~7,699,999円		A × 75% - 275,000円	A × 75% - 75,000円
	7,700,000円~9,999,999円		A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円
	10,000,000円以上		A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円
	900,000円以下		A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,255,000円
	900,001円~1,000,000円		A - 1,955,000円	A - 1,855,000円

所得金額調整控除適用の条件

1 紹与等の収入金額が850万円を超える場合は、紹与等の収入金額(1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が紹与所得の金額から控除されます。

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する控除額 = {紹与等の収入金額(1,000万円)を超える場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

2 紹与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合には、紹与所得(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)の金額の合計額から10万円を控除した残額が、紹与所得の金額から控除されます。

控除額 = {紹与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円) - 10万円}

所得控除に関する事項

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の欄と、「4 所得から差し引かれる金額」の欄の該当するところへ記入してください。

⑫ 雜損控除

添付書類：明細書・領収書

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が、災害や盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合に控除されます。

【控除額の計算】

控除額は、次のとおり計算します。

A	損害金額（合計）	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B (差引損失額)	円
D	申告書の⑪+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D × 0.1	円
F	C - E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G - 50,000 円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	雑損控除額 円

【申告書の書き方】

申告書の「⑫ 雜損控除」に損害金額等を書き「雑損控除 ⑫」に「I」の金額を転記してください。

⑬ 医療費控除

添付書類：支払った医療費の明細書

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和7年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合に控除されます。

【控除額の計算】

控除額は、次のとおり計算します。

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B	円
D	申告書の⑪+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D × 0.05	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C - F	医療費控除額 円

【申告書の書き方】

申告書の「⑬ 医療費控除」に支払った医療費等を書き「医療費控除 ⑬」に「G」の金額を転記してください。

⑭ セルフメディケーション税制

添付書類：明細書、一定の取組を行ったことを明らかにする書類（健康診断書の写し）

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族に係る対象医薬品を購入した場合に控除されます。

【控除額の計算】

控除額は、次のとおり計算します。

A	支払った医薬品費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B - 12,000円 (上限額 88,000円)	医療費控除額 円

【申告書の書き方】

申告書の「⑭ 医療費控除」に支払った医薬品費を書き「医療費控除 ⑭」に「C」の金額を転記してください。また、区分の□に「1」と記入してください。

⑮ 社会保険料控除

添付書類：国民年金(基金)保険料控除証明書又は領収証書

上記以外は添付書類不要

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金基金の掛金などの社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれたりした保険料(税)がある場合に控除されます。

(注) 公的年金から天引き（特別徴収）されている社会保険料は、天引きされた本人の申告でのみ控除できます。

【申告書の書き方】

申告書の「⑮ 社会保険料控除」の該当欄に支払った保険料の金額及び合計金額を書き「社会保険料控除 ⑮」に合計額を転記してください。

⑯ 小規模企業共済等掛金控除

添付書類：掛金の控除証明書

あなたが、小規模企業共済法の規定による共済契約（旧第2種共済契約を除きます）掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合に控除されます。

【申告書の書き方】

申告書の「小規模企業共済等掛金控除 ⑯」に支払掛け金の合計額を書いてください。

⑯ 生命保険料控除

添付書類：支払った保険料の控除証明書

生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く）がある場合に、一般の保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の別に、その合計額に応じた金額が控除されます。

●一般生命保険料

保険金、共済金又は一時金等の受取人を自分又は配偶者その他の親族とした生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料又は掛金をいい、「新生命保険料」と「旧生命保険料」に分けられます。

- ・新生命保険料(新契約)…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料
- ・旧生命保険料(旧契約)…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

●介護医療保険料

保険金、共済金又は一時金等の受取人を自分又は配偶者その他の親族とした生命保険契約等に基づいて医療費支払事由に起因した保険金等に対して支払った生命保険料又は掛金をいいます。

●個人年金保険料

年金の受取人を自分又は配偶者のいずれかとする個人年金保険契約等に基づいて支払った個人年金保険料又は掛金をいい、「新個人年金保険料」と「旧個人年金保険料」に分けられます。

※身体の障害等に係る特約が付されている契約の特約保険料は除く

- ・新個人年金保険料(新契約)…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料
- ・旧個人年金保険料(旧契約)…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

【控除額の計算】

控除額は、次のとおりそれぞれ計算します。

A	一般生命保険料支払額	新契約	円
B		旧契約	円
C	介護医療保険料支払額		円
D		新契約	円
E	個人年金保険料支払額	旧契約	円

新契約の計算式（A、C、Dをそれぞれあてはめる）

保険料支払額	新契約の保険料控除額
～12,000円	支払額
12,001円～32,000円	支払額×0.5+6,000円
32,001円～56,000円	支払額×0.25+14,000円
56,001円～	28,000円

旧契約の計算式（B、Eをそれぞれあてはめる）

保険料支払額	旧契約の保険料控除額
～15,000円	支払額
15,001円～40,000円	支払額×0.5+7,500円
40,001円～70,000円	支払額×0.25+17,500円
70,001円～	35,000円

F	Aを新契約の計算式にあてはめた金額	(最高28,000円)	円
G	Bを旧契約の計算式にあてはめた金額	(最高35,000円)	円
H	Cを新契約の計算式にあてはめた金額	(最高28,000円)	円
I	Dを新契約の計算式にあてはめた金額	(最高28,000円)	円
J	Eを旧契約の計算式にあてはめた金額	(最高35,000円)	円

K	新契約の金額(F+H+I)	(最高70,000円)	円
L	旧契約の金額(G+J)	(最高70,000円)	円
M	新・旧契約の金額(G+H+I)	(最高70,000円)	円

N	K、L、Mのいずれか最高の金額	(最高70,000円)	円
---	-----------------	-------------	---

【申告書の書き方】

申告書の「⑯ 生命保険料控除」に一般の保険料の計等を書き「生命保険料控除 ⑯」に「N」の金額を転記してください。

一 国民年金保険料一

控除証明書の再発行等については、下記へお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤル
TEL. 0570-003-004
明石年金事務所
TEL. 078-912-4983(代)

⑯ 地震保険料控除

添付書類：支払った保険料の控除証明書

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く）がある場合の控除。

※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど）で平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものについて、あなたが支払った保険料（（旧）長期損害保険料）がある場合を含みます。

【控除額の計算】

控除額は、次のとおり計算します。

A	地震保険料の計	円
B	平成18年末までに締結した 長期損害保険料	円
C	Aの金額×1/2	(最高25,000円) 円
D <small>（旧） 長期 損害 保 険 料</small>	B の 金 額	控 除 額
	～5,000円	Bの金額 円
	5,001円～15,000円	B × 0.5 + 2,500円 円
	15,001円	10,000円
E	C + D	地震保険料控除額(最高25,000円) 円

【申告書の書き方】

申告書の「⑯ 地震保険料控除」に地震保険料の計等を書き、「地震保険料控除 ⑯」に「E」の金額を転記してください。

注）一つの保険契約で経過措置の適用される長期損害保険に地震保険を付帯している場合は、損害保険料控除または地震保険料控除のいずれか一方を選択し、控除額を計算します。

【事業専従者控除】

あなたと生計を一にする配偶者とその他の親族（15歳以上）で、あなたの営む事業に原則として年間6ヶ月以上従事した方である場合に、次の(1)と(2)いずれか少ない方の金額を必要経費として控除できます。

- (1) 白色専従者（配偶者） 860,000円
白色専従者（その他親族） 500,000円
- (2) 専従者控除前の所得金額 ÷ (専従者数 + 1)

⑯～⑰ 寡婦・ひとり親控除

あなたが寡婦かひとり親である場合に、所定の金額が控除されます。

寡婦控除

合計所得金額が500万円以下かつ、夫と死別した方。または離婚し、扶養親族（子以外）がいる方

【控除額】 26万円

ひとり親控除

婚姻歴や性別に関わらず、扶養親族である子を有する単身者（合計所得金額が500万円以下に限る）

【控除額】 30万円

【申告書の書き方】

申告書の「⑯～⑰ 寡婦・ひとり親控除」の□に☑し、控除額を「寡婦・ひとり親控除 ⑯～⑰」に記入してください。

⑳ 勤労学生控除

提示書類：在学証明書

あなたが勤労学生である場合に控除されます。

なお、令和7年分の合計所得金額が85万円より多い方や自分の勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。

ちなみに給与収入のみの方の場合は、収入額130万円以下の方が対象です。

【控除額】 26万円

【申告書の書き方】

申告書の「⑳ 勤労学生控除」の□に☑し、学校名を書き控除額を「勤労学生控除 ⑳」に記入してください。

※事業専従者として給与の支払いを受ける方は

- ・配偶者控除
 - ・配偶者特別控除
 - ・扶養控除
- } の対象となりません

申告書裏面「11 事業専従者に関する事項」欄に事業専従者の氏名：続柄：生年月日：個人番号：従事月数：専従者給与（控除）額を、また「合計額」に合計額を「所得税における青色申告の承認の有無」の該当する箇所に○を記入してください。

㉑ 障害者控除

提示書類：障害者手帳の写し

あなたや、同一生計配偶者または扶養親族（年少扶養親族を含む）が障害者のときは、障害者控除として、所定の金額が控除されます。

● 障害者

療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級または3級、身体障害者手帳3級以下、戦傷病者手帳第4項症以下。障害者に準ずる者として市長が認定した方（証明書）

● 特別障害者

療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1級または2級、戦傷病者手帳特別項症から第3項症まで、原爆被害者で厚生労働大臣が認定した方（証明書）、6ヶ月以上就床を要し介護がなければ自ら排便等ができない方（証明書）、特別障害者に準ずる方として市長が認定した方（証明書）

● 同居特別障害者

同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、あなた又はその配偶者もしくはあなたと生計を一にする親族のいずれかと常に同居しているときは、1人当たり53万円が所得金額から差し引かれます。

■ 【控除額】 障害者…26万円 特別障害者…30万円
同居特別障害者…53万円

【申告書の書き方】

申告書の「㉑ 障害者控除」氏名、障害の程度、個人番号を書き、控除額を「障害者控除 ㉑」に記入してください。

㉒ 配偶者控除

あなたに控除対象配偶者がある場合に、所定の金額が控除されます。

控除対象配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年分の合計所得金額が58万円以下である方のことです。

【控除額】 控除額は、8ページのとおりです。

㉓ 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合には、その配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。

【控除額】 控除額は、8ページのとおりです。

【申告書の書き方】

申告書の「㉒～㉓ 配偶者（特別）控除」に配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額、個人番号を書き「配偶者（特別）控除 ㉒～㉓」に控除額を記入してください。

㉔ 扶養控除

あなたの扶養親族のうち控除対象扶養親族がある場合には、所定の金額が控除されます。

扶養親族とは、あなたと生計を一にする（※1）親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）、市町村長から養護を委託された老人のうち、令和7年分の合計所得金額が58万円以下である方のことです。

控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年少扶養親族（年齢16歳未満の扶養親族：平成22年1月2日以後に生まれた方）以外の方のことです。ただし非居住者である場合は、次に掲げる方です。

- 1 年齢16歳以上30歳未満の方
- 2 年齢70歳以上の方
- 3 年齢30歳以上70歳未満の方のうち、次のいずれかに該当する方
 - (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
 - (2) 障害者
 - (3) 扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方

【控除額】

控除額は以下のとおりです。

一般の控除対象扶養親族	33万円
特定扶養親族 ※2	45万円
老人扶養親族 (同居老親等) ※3 ※4	45万円
老人扶養親族 (同居老親等以外の人)	38万円

- (※1) 生計を一にするとは、日常生活の資を共にすることをいいますが、公務員、会社員などが勤務の都合上、妻子と別居し、又はその親族が修学、療養などのために別居している場合でも、常に生活費、学資金又は療養費などを送金している場合や日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしている場合には、生計を一にするものとして取り扱われます。
- (※2) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）のことです。
- (※3) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、昭和31年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）のことです。
- (※4) 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことです。

【申告書の書き方】

申告書の「②④ 扶養控除」に扶養親族の氏名、生年月日、個人番号、同居・別居の区分、続柄、控除額を、また「扶養控除額の合計」に合計額を書き、「扶養控除②④」に合計額を転記してください。

扶養親族が別居の場合は、申告書裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」の欄に氏名、個人番号、住所を記入してください。

日本国外に居住する親族を扶養控除にとる場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を申告書に添付、又は提出の際に提示してください。

㉕ 特定親族特別控除

あなたに特定親族がある場合に、所定の金額が控除されます。

特定親族とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が58万円超123万円以下の控除対象扶養親族に該当しない方のことです。

【控除額】 控除額は、8ページのとおりです。

【申告書の書き方】

申告書の「②~⑤扶養控除・特定親族特別控除」に特定親族の氏名、生年月日、個人番号、同居・別居の区分、続柄、特親の枠に合計所得金額、控除額を書き、「特定親族特別控除㉕」に合計額を転記してください。

㉖ 基礎控除

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除

【控除額】

基礎控除額は、納税者本人の合計所得金額に応じて以下のとおりとなります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

非課税の範囲

1. 課税されない方（非課税の方）

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている方
- (2) 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方（申告等が必要です）
- (3) 前年中の合計所得金額が、 $28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 26\text{万8千円}$ 以下の方。
※ただし、扶養者がいない場合は38万円以下の方。

2. 所得割のみ非課税の方（均等割のみ課税がある方）

- (1) 前年中の総所得金額等の合計額が、 $35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 42\text{万円}$ 以下の方。
※ただし、扶養者がいない場合は45万円以下の方。

令和8年度の所得控除一覧表

所 得 控 除	主　な　要　件	控除額(万円)	
		住民税	所得税
⑯ 寡 婦 控 除	合計所得金額が500万円以下かつ、夫と死別した方。または離婚し、扶養親族(子以外)がいる方	26	27
⑰ ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下で扶養親族(子)がいる方	30	35
⑱ 勤 労 学 生 控 除	勤労学生で所得85万円以下かつ勤労によらない所得10万円以下	26	27
㉑ 障 害 者 控 除	障害者(本人、同一生計配偶者、扶養親族)あり	26	27
	特別障害者(〃)あり	30	40
	同居特別障害者(特別障害者と同居している)あり	53	75
㉒ 扶 養 控 除	一般の控除対象扶養親族(所得58万円以下で平成22.1.1以前生=16歳以上)あり	33	38
	特定扶養親族(所得58万円以下で平成15.1.2~平成19.1.1生=19歳以上23歳未満)あり	45	63
	老人扶養親族(所得58万円以下で昭和31.1.1以前生=70歳以上)あり	38	48
	同居老人扶養親族(所得58万円以下で昭和31.1.1以前生=70歳以上)あり	45	58
㉓ 基 础 控 除	合計所得金額が2,400万円を超える場合、その金額に応じて3段階で遞減し、2,500万円を超えると適用なし	最大43	最大95

㉒～㉓配偶者(特別)控除

㉒ 配偶者控除	配偶者の合計所得金額 58万円以下	納税者本人の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
		住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
㉓ 配偶者特別控除	老人控除対象配偶者※ (昭和31年1月1日以前生)	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
㉓ 配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 58万円超 95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	95万円超 100万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※ 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた方)の方のことです。

㉔特定親族特別控除の控除額

特 定 親 族 の 合 計 所 得 金 額	住 民 税 の 控 除 額	所 得 税 の 控 除 額
58万円超 85万円以下	45万円	63万円
85万円超 90万円以下	45万円	61万円
90万円超 95万円以下	45万円	51万円
95万円超 100万円以下	41万円	41万円
100万円超 105万円以下	31万円	31万円
105万円超 110万円以下	21万円	21万円
110万円超 115万円以下	11万円	11万円
115万円超 120万円以下	6万円	6万円
120万円超 123万円以下	3万円	3万円